

## 市内事業者への優先発注の取り扱い

### 1 地域要件による事業者の定義

- (1) 市内事業者  
袋井市外に主たる営業所(本店)、
- (2) 準市内事業者  
袋井市外に主たる営業所(本店)を有し袋井市内に支店又は営業所を有する者
- (3) 市外事業者  
袋井市外に主たる営業所、支店又は営業所を有する者

### 2 入札参加者・見積徴収先の選定について

- (1) 履行実績や履行能力等により、市内事業者で十分な競争性が確保される場合は、原則として市内事業者から入札参加者等を選定する。
- (2) 市内事業者だけでは十分な競争性が確保できないときは、市内事業者に加え、準市内事業者、市外事業者の順に入札参加者等を選定する。
- (3) 工事内容や業務等の特殊性などから、市内事業者で対応が困難な場合には、市内事業者を含めず、準市内事業者、市外事業者から入札参加者等を選定することができる。

### 3 業務実施にあたっての市内事業者への配慮

- (1) 事業実施にあたっては、業務の効率性、コスト削減に配慮しつつ、市内事業者の履行実績や履行能力等の状況を総合的に勘案し、できる限り、受注可能な業務規模を設定する。
- (2) 市内事業者が対応できるよう、適切な発注時期及び余裕を持った納期を設定する。
- (3) 事業実施にあたり必要な役務提供、物品調達の際には、できる限り、市内事業者を活用するよう受注者に要請を行う。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の趣旨を踏まえて、市内の障がい者就労施設等の受注機会の確保に配慮する。

### 4 留意事項

- (1) 本取扱は、市内事業者の育成と地元経済の振興のために、市内事業者優先発注を意図したもので、準市内業者又は市外事業者の排除を目的としたものではない。
- (2) 市内事業者優先発注の基本方針は維持しつつも、入札等契約事務の適正な執行のため、恣意性の排除及び事業者との癒着防止には特に留意して公正な事務執行に努めること。